

令和4年度 公民連携 公園利活用トライアル事業公募に係る質問への回答について

NO	質問内容	回答
1	「移動型店舗部門」について、複数公園をセットにした提案を必須と記載がありますが、こちらの提案条件は全ての対象公園をセットにしない提案でも応募は可能との認識でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
2	自社の移動型店舗のみを配車しますが、カフェスペースを設置し地域交流拠点を作るなど、特定のコンセプトの下、移動型店舗を出店する場合は、「一般部門」への応募は可能でしょうか。	可能です。 事業内容の一部に付随するものとして移動型店舗を出店する場合は、「一般部門」の審査対象とします。
3	宝が池公園の地形図、景観規制について、詳細資料はいただけますか。	京都市景観情報共有システムの規約に同意される場合は、同システムで地形図及び景観規制等の情報を閲覧することが可能です。 https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/
4	自然に配慮したうえで企画を検討するため、宝が池公園の植生図について、詳細資料はいただけますか。	本市の資料はありませんが、宝が池公園の森林を調査対象とした以下の論文が公開されています。 「丹羽英之他. 2020. 近赤外線センサ搭載UAVを用いた効率的な植生図作成手法の開発. 景観生態学25(2):193-207.」 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jale/25/2/25_193/_pdf/-char/ja
5	子どもの楽園は大人だけでの入園は可能でしょうか。	子どもの楽園は、幼児・児童とその保護者を利用対象としており、大人（中学生以上）だけの入園はできません。
6	スポンサーから資金援助を受けることは可能でしょうか。	可能です。 事業収入として見込まれる場合は、収支計画書に記載をお願いします。 なお、スポンサーからの資金援助は、公園における営利活動に伴う収入ではないため、売上還元金の対象とはなりません。